

一、対象者

- (1) 横浜分処は原則住民票が神奈川県もしくは静岡県の方の受付になります
- (2) 日本国籍または日本国籍以外で日本の在留カードの提示が可能なビジネス関係者
- (3) 台湾で30日以上に及ぶ技術指導や機械設備の取り付けやメンテナンス、貨物の検品、研究や開発等における業務行為が渡航目的である場合、我が国の『就業サービス法』に関する規定に従い、労働部労働力発展署に前もって就労許可を申請する必要があります。30日未満でも業務内容によっては必要な場合もございますので、台湾の招聘先を通じて事前にご確認をお願いいたします。
◎雇用 労働部労働力発展署 TEL:+886-2-8995-6000
◎投資 經濟部投資審議委員会 TEL:+886-2-2342-5700
- (4) 各案件については、現在問い合わせが殺到している為、電話及びE-Mailの返信までに約5営業日以上かかる場合もございます。また、**電話及びE-Mailを通してVISA発給の可否や提出書類に過不足がないかお答えすることはできません。**



二、注意事項

- (1) 感染防止のため、申請者が複数おられる場合は、ご本人様または旅行会社様、代理委任状をもつ会社関係者の方1名様为代表で(写真つき身分証明書類及びお名刺を1枚お持ちください)、窓口で申請手続きをお願いします。代理申請は「代理委任状」をそれぞれの申請資料につけていただく必要がございます。
- (2) 領事の審査によってはさらに追加の資料の提出をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) **【商務目的で「居留ビザ」を申請される方】**

通常、「居留ビザ」を申請いただく条件として、「ビザ申請時に、許可公文書記載の許可期間が6ヶ月以上あること」が規定されています。ただ、現状、新型コロナウイルスの流行で多くの不透明な状況がある事情を鑑み、「居留ビザ」での受理の条件を以下の通り変更します。

本処では、台湾入国後の居留証への切り替えがスムーズに行われるよう、「居留ビザ」発行の条件として、「ビザ申請時及び申請書記載の入国予定日から起算して、許可公文書記載の許可期間が台湾入国後居留証申請時に180日期间以上あること」と致します。この条件に満たない場合には、「居留ビザ」で申請をいただいた場合でも、「停留ビザ」での受付になる可能性もございます。

「居留ビザ」を申請されたい場合には、許可公文書記載の許可期間が十分にあることをご確認いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

【通常時】

停留/居留 VISA 商務(商務活動・履約 / 就労)

三、 必要書類

商務活動 / 商務履約 / 就労目的の VISA

必要書類 (業務に従事される期間: 30 日未満・30 日以上共通)

- (1) パスポート: 原本とコピー1 通
6 ヶ月以上残存していること
- (2) 申請書: 1 通 https://visawebapp.boca.gov.tw/BOCA_EVISA/
申請前に各自上記専用 WEB サイトでオンライン登録及び印刷して持参し、事前に 2 ページ目下段のサイン欄に本人の署名をすること
- (3) 証明写真: 2 枚<規定に合わない写真は一律再提出>
カラー写真・3.5*4.5 のパスポートサイズ・背景白・顔の大きさ 3.2~3.6 センチ。規格詳細はホームページ内の説明をご確認ください。
- (4) 居住地証明書類: 原本又はコピー1 通
最近 3 か月以内発行の住民票または運転免許証コピー。
- (5) VISA 費用: 最新の手数料一覧表参照

*申請者が日本国籍以外の方は、日本の「在留カード」原本/コピー (代理申請の場合) 1 部を持参/添付して下さい。

上記以外の必要書類: 台湾で商務活動に従事する期間:

30 日未満の場合

条件	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾企業が申請者個人を招聘している事実がわかる書類の提出が条件。 ・商務活動の内容により、提出資料が異なります。 ・審査の過程で追加資料を要求されたり発給が遅れる場合もあります。 ・資料の事前確認不可。 ・提出いただく日台双方の会社の印鑑証明書や登記表と照合するので、<u>必ず登録印を押印すること。</u>
VISA 種類	<p>停留 VISA (滞在可能日数は領事判断による)</p> <p>【シングル VISA】VISA 有効期限: 1~3 ヶ月・滞在可能日数 30 日未満</p> <p>【マルチ VISA】VISA 有効期限: 1~6 ヶ月滞在可能日数 30 日未満</p>

※ 個人事業主: (6)~(9) の代わりに、個人事業開業届出済証明書(行政機関発行) 1 通 + 印鑑証明書 1 通を提出してください。

【通常時】

停留/居留 VISA 商務(商務活動・履約 / 就労)

(6) [日本勤務先発行]

在職証明書：原本1通

-要印鑑証明書上同印 / フォーマット指定なし / 日本語版。申請者氏名は漢字名とパスポート記載の英語表記も併記して下さい。

(7) [日本勤務先発行]

台湾への出張命令書：原本1通

-要印鑑証明書上同印 / フォーマット指定なし / 日本語版

-要明記項目：申請者情報（漢字名とパスポート記載の英語表記も併記）・渡航日程・訪問企業の連絡先・出張業務詳細・出張全費用の会社負担等を明記してください。

- マルチプルビザを希望で、向こう半年以内に数回渡航予定がある場合は、それぞれの予定滞在期間と業務内容の詳細も明記すること。

(8) [日本政府機関発行]

(申請者の勤務先の)会社印鑑証明書1通・・・発行3ヶ月以内

※原本1通+人数分のコピー(A4・両面印刷でお願いいたします。)添付可。原本はその場で確認してお返し致します。

(9) 会社謄本(「**現在**事項証明書」)1通・・・発行3ヶ月以内

※原本1通+正面のコピー(A4サイズ、申請者が複数いる場合はそれぞれに添付。)添付可。原本はその場で確認して返却致します。

(10) [台湾受入先発行]

招聘状：1通

-PDF又はコピー可 / フォーマット指定なし / 【登記表と同じ】要社判押印 / 日本語・英語・中国語版のいずれか

要明記項目：申請者情報・渡航日程・現地企業の連絡先・出張業務詳細等

-出張命令書と内容が同一になるように作成して下さい。

-台湾の受け入れ先の「中国語企業名」を必ず記載して下さい。

- マルチプルビザを希望で、向こう半年以内に数回渡航予定がある場合は、それぞれの予定滞在期間と

【通常時】

停留/居留 VISA 商務(商務活動・履約 / 就労)

業務内容の詳細も明記すること。

- 招聘状に「公司登記表」と同一の「公司大小章」を押印いただけない場合は、

- ① 招聘状 (担当者の署名必要)
- ② 署名者の名刺の表裏コピー (空白部分に「招聘状」記載と同一の署名をお願いいたします。)
- ③ 「公司登記表」

をご提出ください。

(11) [台湾受入先企業提供]

台湾の受け入れ先会社の「公司登記表」

- 台湾の会社の社判 (上記招聘状に押印されているもの) が確認できること。PDF コピー可。

※ 招聘状に押印されている社判が登記表に押印されているものと一致しない場合は、受付できません。

(12) [台湾受入先又は日本勤務先発行]

商務履行や出張内容の詳細がわかる書類：1 通 (商務活動の内容により必要資料が異なります。)

- 訪問先や契約先の台湾企業名 (中国語) を必ず記載して下さい。

- 添付資料は内容がわかる程度で、枚数が少なくなるよう工夫して (2 枚を 1 ページに集約など) コピーしていただけますと幸いです。

【ミーティング、商談、物資購入、市場調査など「契約関係がない」商務活動の場合】

< 発給される VISA の内容 > シングルのみ。30 日滞在可・延長は不可。

< 提出資料 >

出張期間中の商務活動の詳細がわかる「出張計画書」、「工程表」や「行動予定表」：1 通

- 「行動予定表」では出張中の行動予定の詳細 (VISA 申請時点での台湾における商務活動の概要、訪問先及び業務内容の詳細) を記載してください。会社で使用しているフォーマットがある場合は、そのコピーの提出でも可能。

- 原本ではなく PDF を印刷したものでも可。

- 事業計画など関連する書類がある場合は併せて提出して下さい。

【台湾企業との商品売買、技術提携、業務委託など「契約」に基づいた商務活動の場合】

< 発給される VISA の内容 > シングルのみ・30 日滞在可。

本処での VISA 申請時に台湾の「労働部」や「經濟部」の許可公文書取得が間に合わず、とり急ぎ短期の商務 VISA を申請される場合、「契約書」などの提出があれば、台湾入国後に延長申請が可能な種類の VISA の発給が許可される場合があります。台湾入国後、「労働部」や「經濟部」に「履約証明」

【通常時】

停留/居留 VISA 商務(商務活動・履約 / 就労)

の許可申請を行い、許可されれば滞在期間を延長した VISA を現地で申請することが可能です。

<提出資料>

「業務委託契約書」など契約関係があることが明記されている「契約書」コピー：1通

(社判 / 個人の押印のあるもの。契約書の枚数が多い場合は、契約者や期間、押印の記載ページを抜粋コピーし、「契約概要説明書(契約摘要/説明書)」を作成して契約内容・契約者・契約期間を明記し、日本又は台湾の社判を押印して下さい。)

- 専門性、技術性のある業務内容を個人又は企業間の契約に基づいて履行する場合や華僑及び外国人の投資により設立された企業間の契約に基づく商務活動であること。「契約関係」があることが条件。
- 「業務委託契約書」は、原本ではなく PDF を印刷したもので可。日台双方の社判(登録印)の押印が必要。領事の審査の状況によっては、追加資料や原本の提示を求められることがある。

台湾で商務活動に従事する期間：30 日以上の場合 及び

業務期間は 30 日未満だが、業務内容の関係で台湾の中央官庁発行(労働部などから)の許可公文書を所持している方

条件	中華民国関係官庁発行(労働部など)の許可公文書(原本とコピー)の提出	
VISA 種類	【停留 VISA】 * 入国後の滞在許可日数が VISA 受付日に 180 日未満 * 原則シングルのみ。 * ただし、許可期間内に数回渡航したい場合は、「出張計画書」に渡航予定を記載したものを添付することにより、マルチプルの VISA を申請できる場合もある。	【居留 VISA】 * 入国後の滞在許可日数が VISA 受付日に 180 日以上 * 台湾入国後マルチプル機能のある「居留証」への切り替え可

(6) 台湾の中央官庁発行(労働部などから)の許可公文書：原本とコピー各 1 通

- 「〇〇部函」と記載され、申請者の氏名、パスポート番号、台湾での就労許可期間などの詳細が記載されたもの。
- 許可公文書の中に記載されている許可期間が、申請時に 180 日(+規定の検疫期間)以上ある場合は、「居留証(ARC)」に切り替え可能な「居留ビザ」を申請いただけます。
- 公文書記載の許可の期間が 180 日以上あっても、申請時に残存期間が 180 日未満・入国時の残存が不足する可能性がある場合などはシングルの「停留ビザ」で受付することがあります。
- 申請の際に原本が間に合わない場合は、申請時に PDF を印刷したものをご提出いただき、お受け取りの際に原本を確認させていただくことも可能です。
- 原本は申請者御本人が許可者に含まれていることがわかる公文書【1通】で構いません。